

計画策定の趣旨

- 平成13年に「秋田県男女共同参画推進計画」、平成18年に「新秋田県男女共同参画推進計画」、平成23年に「第3次秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、平成27年度でこの計画が終了。
- 平成27年に、女性活躍推進法が施行され、地方公共団体は地域における女性活躍推進計画の策定に努めることとされている。
- あきた未来総合戦略の重点プロジェクトに「女性と若者の活躍推進」が位置づけられ、女性が活躍できる環境づくり等に取り組むこととしている。

計画の性格と期間

- 根拠法令：男女共同参画社会基本法第14条第1項  
秋田県男女共同参画推進条例第7条第1項
- 女性活躍推進法第6条第1項に基づく、秋田県女性活躍推進計画と一体のものとして策定
- 計画期間：平成28年度から32年度までの5年間

計画の推進体制

- 庁内の「秋田県女性の活躍推進本部」において、関係施策の連携・調整を図る。
- 経済団体、行政等で構成する「あきた女性の活躍推進会議」（女性活躍推進法第23条第1項に基づく協議会）において、共通認識を持ち一体となって環境づくりを促進。
- 市町村、NPO等各種団体と連携・協働を図りながら取組を推進。

基本目標

男女が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の構築

計画の体系と施策の方向性

推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進

女性が職業生活と家庭生活との両立を図り、個性と能力を十分に発揮できる環境の整備を促進するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大し、女性が活躍する豊かで活力ある社会の実現を目指す。

施策の方向（1）【女性の職業生活における活躍を推進するための支援】

- ・ 事業主による行動計画策定等の取組促進や、希望に応じた多様な働き方の支援、学校教育におけるキャリア教育の充実を図る。

施策の方向（2）【仕事と家庭の調和を図るために必要な環境の整備】

- ・ 男性の家事・育児・介護等への参画やワーク・ライフ・バランスの確保、ハラスメントのない職場の実現等に向けた取組を推進する。

施策の方向（3）【あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大】

- ・ 農業分野や女性の参画が少ない分野、地域に根差した組織等での参画拡大に向けた取組を促進する。

施策の方向（4）【政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

- ・ 女性の人材育成や情報提供等による各種審議会等への参画拡大を目指すほか、県の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を図るとともに、市町村、企業、各種団体等における登用を促進する。

推進の柱2 男女が認め合い思いやる関係の構築

固定的な性別役割分担意識等の解消や女性に対する暴力の根絶を図るとともに、生涯を通じた男女の健康づくりを支援し、男女がお互いを認め合い思いやる関係の構築を目指す。

施策の方向（1）【男女の人権の尊重】

- ・ 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた啓発活動の推進や、子供の頃からの男女平等教育等の充実にも努める。

施策の方向（2）【女性に対するあらゆる暴力の根絶】

- ・ 暴力を容認しない社会的認識を徹底するとともに、発生防止と被害者支援の両面から取組を進める。

施策の方向（3）【生涯を通じた男女の健康づくりへの支援】

- ・ 発達段階に応じた学習機会の確保や、母性保護と母子保健の充実、高齢者の生活自立や社会参加を促進する。

推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

県内3か所に設置されている男女共同参画センターを拠点に、人材の育成や団体等の活動支援、地域内のネットワーク強化に取り組み、県民が主体となって男女共同参画を進めることができる社会を目指す。

施策の方向（1）【地域における団体や個人の実践活動への支援】

- ・ 地域において推進役となる人材の育成、地域活動における女性の活躍を促進する。

施策の方向（2）【市町村への支援】

- ・ 市町村における男女共同参画計画や女性活躍推進計画策定の促進、推進体制の充実に向けた支援を行う。

施策の方向（3）【男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実・強化】

- ・ 地域に根差した男女共同参画センターを目指し、あきたF  
・ F推進員、各種団体、市町村等の連携の充実・強化を図る。